

○総務省訓令第3号

令和2年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

令和2年2月21日

総務大臣 高市 早苗

令和2年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成29年総務省訓令第110号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が令和2年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う対象政策

基本計画第6章第2節第2項（1）に規定する主要な政策のうち、以下の政策を対象とする（それぞれの主要な政策に関連する事業等のうち、基本計画第6章第2節第2項（2）①に該当するものを含む。）。

- ・行政評価等による行政制度・運営の改善
- ・地域振興（地域力創造）
- ・分権型社会を担う地方税制度の構築
- ・電波利用料財源による電波監視等の実施
- ・一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ・公的統計の体系的な整備・提供
- ・消防防災体制の充実強化

なお、上記以外の主要な政策については、原則として、令和元年度の実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

また、モニタリングの結果等により、評価の必要があると認められる場合には、評価を実施するものとする。

2 事業評価方式により評価を行う対象政策

以下に掲げる政策を対象とする。

- (1) 基本計画第6章第2節第2項(2)①に規定する法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策(研究開発、公共事業及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第6号に規定する政策に限る。)であって、事後の検証が必要と認められるもの(前項に該当するものを除く。)。
- (2) 基本計画第6章第2節第2項(2)②に規定する国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの(基本計画第5章第2節第2項(1)①に係る事前評価を実施したものを除く。)。
- (3) 省令、告示及び通達の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策(大臣官房政策評価広報課長が別に定めるものに限る。)であって、基本計画第5章第2節第2項(1)②の規定に基づき事前評価を実施したもの。

3 評価の手続等

- ① 政策の所管部局等は、この計画に基づき大臣官房政策評価広報課長が別に定める様式により評価書の案(以下「評価書案」という。)を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。政策の所管部局等は、評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。
- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づく審査を行い、大臣、副大臣及び大臣政務官の了承を得て、評価書を決定し、公表するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。